



初閣議後記者会見を行う中川大臣
(9月25日)



職員に訓示を行う中川大臣
(9月25日)

目次

【フォトギャラリー】	2
【国際関連】	
○ 茂木金融担当大臣（当時）の米国出張について	3
【トピックス】	
○ 中小企業金融の円滑化に向けた今後の対応について	4
○ 平成 20 事務年度主要行等向け監督方針について	5
平成 20 事務年度中小・地域金融機関向け監督方針について	
平成 20 事務年度保険会社等向け監督方針について	
平成 20 事務年度金融商品取引業者等向け監督方針について	
○ 振り込め詐欺対策についての意見交換の実施について	8
○ 平成 21 年度税制改正要望について	9
○ 平成 21 年度機構・定員及び予算要求について	12
○ 「平成 19 年度実績評価書」、「平成 20 年度事業評価書」及び「平成 20 年度総合評価書」の公表について	13
○ 証券取引等監視委員会の事務処理状況の公表について	15
○ 公認会計士・監査審査会の活動状況（平成 19 事務年度版）の公表について	21
【金融ここが聞きたい！】	23
【お知らせ】	24
【9月の主な報道発表】	29

【フォトギャラリー】



事務引継式で握手する茂木前大臣と中川新大臣（9月25日）



茂木前大臣のお見送りの様子（9月25日）

【国際関連】

茂木金融担当大臣（当時）の米国出張について

茂木金融担当大臣（当時）は、8月27日から4日間の日程で米国に出張しました。当地ではバーナンキ連邦準備制度理事会（FRB）議長、コックス証券取引委員会（SEC）委員長、ガイトナー・ニューヨーク連邦準備銀行総裁、ストロス＝カーン国際通貨基金（IMF）専務理事等と面談を行いました。

一連の面談では、米国のサブプライム・ローン問題をきっかけとしたグローバルな金融の混乱が新たな局面を迎える中で、両国金融当局の協力関係が重要であるとの共通認識に至りました。また、日本の金融・資本市場の国際競争力を強化する観点から、幅広く意見交換を行ってきました。

当庁としては、こうしたハイレベルでの率直な意見交換の機会を通じ、今後も海外当局との連携を強化するとともに、市場競争力強化の取組みを推進していきたいと考えています。



ストロス＝カーン国際通貨基金(IMF)専務理事との面談



バーナンキ連邦準備制度理事会(FRB)議長との面談

【トピックス】

中小企業金融の円滑化に向けた今後の対応について

1. はじめに

金融庁では、中小企業の業況が厳しい状況にあり、適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮が求められている状況の下、[平成20年8月29日にとりまとめられた「安心実現のための緊急総合対策」](#)に則り、[9月2日、「中小企業金融の円滑化に向けた今後の対応について」](#)を公表しました。

2. 基本的考え方

我が国の景気は現状弱含んでおり、原油価格の動向等によってはさらに下振れするリスクが存在しています。中小企業の業況は厳しい状況にあり、適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮が求められています。

こうした状況の下、民間金融機関は、借り手企業の経営実態や特性に応じたリスクテイクとリスク管理をきめ細かく行い、中小企業に対する円滑な資金供給の確保と自らの財務の健全性の維持とが、好循環をもって実現していく状況を目指していくことが重要です。

地域金融機関は、特に地域密着型金融の一層の推進等を通じて、地域における適切かつ積極的な金融仲介機能を発揮することが求められます。また主要行も、借り手企業の経営実態や特性を踏まえたきめ細かい融資判断を行い、それを顧客に対して十分に説明することが必要です。

3. 具体的取組み

金融庁としては、以下の3項目に沿って、中小企業金融の円滑化に取り組んでいきます。

(1) きめ細かな実態把握と中小企業金融の円滑化に向けた監視の強化

- ・商工会議所等へのアンケート調査を定期的実施する。
- ・地域の中小企業・金融機関等からの情報収集に努める。
- ・中小企業金融の実態の監視を強化するため、[「金融円滑化ホットライン」](#)（電話番号：03 - 5251 - 7755）の一層の周知を図る。
- ・関係省庁・機関との情報交換・連携を強化する。

(2) 金融機関等への働きかけ

- ・「安心実現のための緊急総合対策」を受け、主要行を含めた金融機関に対し、中小・零細企業に対する金融の円滑化を要請する文書を速やかに発出する。
- ・地域密着型金融の取組みを一層積極的に推進する（取組み事例集の作成・公表、シンポジウムの開催、優秀事例の顕彰等）。
- ・主要行に対しても、借り手企業の経営実態や特性を踏まえたきめ細かい融資判断を行い、それを顧客に対して十分に説明することを促す。
- ・民間金融機関に対して、信用保証協会等と連携して中小企業に対する円滑な資金供給に努めるよう促す。

(3) 実態を踏まえた適切な検査・監督行政の推進

- ・今後の検査運営は、以下の方針に基づいて行うこととし、すべての検査官、金融機関、中小企業経営者等に徹底した周知・実践を図る。
 - 中小企業の実態を踏まえた円滑かつ積極的な金融仲介機能が発揮できる態勢が構築されているかを重点的に検証する。
 - 金融検査を質的に向上させ、重要な問題に焦点をあてた、金融機関の自主的な経営改善につながる「納得感」の高い検査を行う。
 - 金融機関の規模・特性等に配慮し、検査負担の軽減を図る。
 - 中小企業の特性を十分踏まえた評価を金融機関に促す金融検査マニュアル別冊（中小企業融資編）

の趣旨の周知・広報を徹底する。

- ・ 中小企業への融資対応状況等について金融機関からのトップヒアリング等により確認する。その際、金融機関において、借り手企業の経営実態や特性を十分に踏まえ、実情に応じたきめ細かな融資判断を行い、それを顧客に対して十分に説明するよう、適切な対応を促していく。
- ・ 中小企業の自己資本充実策や事業再生を支援するための制度的枠組みの整備を行う。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から『[中小企業金融の円滑化に向けた今後の対応について](#)』（平成20年9月2日）にアクセスしてください。

平成 20 事務年度主要行等向け監督方針について

平成 20 事務年度中小・地域金融機関向け監督方針について

平成 20 事務年度保険会社等向け監督方針について

平成 20 事務年度金融商品取引業者等向け監督方針について

金融庁では、主要行等、中小・地域金融機関、保険会社等、金融商品取引業者等の監督を行うにあたって、各事務年度の監督上の重点事項を明確化するため、年度当初に監督方針を策定・公表しています。

本事務年度は、9月5日に「平成20事務年度主要行等向け監督方針」「平成20事務年度中小・地域金融機関向け監督方針」「平成20事務年度保険会社等向け監督方針」「平成20事務年度金融商品取引業者等向け監督方針」を策定・公表し、監督にあたって重点を置くべき分野等を示しました。

以下では、その概要を説明します。

1. はじめに

平成20事務年度監督方針の策定時点においては、サブプライム・ローン問題を契機とするグローバルな金融市場における緊張が続く中、景気は弱含んでおり、原油価格の動向等によってはさらに下振れするリスクが存在しています。

こうした環境において、

- ① 主要行等は、金融の円滑化をはじめとした金融機能の十全な発揮に努め、預金者・借り手などの利用者の安心と利便の向上に寄与することが一層期待されます。金融機能の十全な発揮のためには、同時に主要行等が財務上の健全性を維持していることも重要であり、各行が質の高いリスク管理を定着させることが必要です。また、高度な金融機能の発揮に向けて、活力と競争を促すビジネス環境が整備され、それを主要行等が積極的に活用していくことも重要となります。
- ② 中小・地域金融機関は、その金融機能を十全に発揮し、中小企業金融の円滑化や預金者などの利用者の安心と利便性の向上に寄与することが一層期待されています。金融機能の十全な発揮のためには、同時に自らの財務の健全性を維持していることも重要です。このため、地域金融機関においては、適切な経営管理の下、中小企業に対する円滑な資金供給の確保と財務の健全性の維持とが、好循環をもって実現していく状況を目指していくことが重要となっています。
- ③ 保険会社等は、契約者等の安心・利便の一層の向上の見地に立った業務運営を行い、国民生活の安定等に寄与していくことが期待されます。また、少子高齢化社会を迎えて、高齢者の医療や介護といった利用者ニーズに応えていくことも期待されます。保険会社等がその機能を十分に発揮し、契約者等に対する責任を的確に果たすためには、財務上の健全性を維持していることが重要であり、各社が質の高いリスク管理を行い、更にそれを向上させていくことが必要です。
- ④ 金融商品取引業者等は、金融商品取引法の下での対応を通じて、投資者の安心と利便を向上させるよう取り組むことが求められています。また、市場の担い手としての公共的な役割を自覚した業務運営を行い、信頼できる市場インフラの構築に貢献することも求められ、そのうえで、より質の高いサ

ービスを提供するため、適切な内部管理態勢を構築しつつ、積極的な業務展開を行うことが期待されます。

こうした認識の下、本事務年度の監督方針においては、以下の分野に重点を置くとともに、これら諸課題について金融規制の質的向上の考え方を基本に取組みを進めていくこととしています。

2. 重点分野

(1) 主要行等

① 金融機能の発揮と利用者の安心・利便

国民生活、そして経済活動を支える上で、金融の果たす役割は大きく、現下の経済情勢も踏まえると、主要行等が、創意工夫をこらした自主的な取組みにより、その金融機能を的確に発揮し、利用者の安心と利便の向上に寄与することが大切です。このことを踏まえ、以下の点に留意するものとしています。

- ・ 金融の円滑化
- ・ 資産運用ニーズへの対応
- ・ 業務の継続性
- ・ 金融機能の不正利用の防止

② リスク管理と金融システムの安定

内外の経済・市場環境が変化する中で、主要行等が、金融仲介機能を適切に発揮し続けるためには、適切な経営管理（ガバナンス）の下、質の高いリスク管理を定着させることが必要であり、それがひいては金融システムの安定にも寄与することとなります。このため、当局としても以下のような点に留意し、主要行等の自主的な取組みを促すこととしています。

- ・ 証券化商品等に係るリスク管理の強化
- ・ 収益基盤の充実
- ・ リスク情報の開示の充実
- ・ 国際的なフォーラムへの積極的な参加と情報収集・発信

③ 「市場強化プラン」に沿った取組み

当庁が昨年12月に公表した「市場強化プラン」は、我が国市場における金融サービス業の活力と競争を促し、内外の利用者にとっての我が国市場の魅力を高めるとともに、主要行等の海外展開にも資する内容となっています。本プランに沿った取組みの一環として、主要行等の監督に当たっても、以下の点に留意して、活力と競争を促すビジネス環境の整備に努めることとしています。

- ・ 銀行グループの業務範囲拡大やファイアーウォール規制の見直し等
- ・ 内外金融機関との対話の深化・充実

(2) 中小・地域金融機関

① 地域密着型金融の推進等を通じた中小企業金融の円滑化

中小企業の業況は厳しい状況にあり、適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮が求められている状況の下、借り手企業の経営実態や特性に応じたリスクテイクとリスク管理をきめ細かく行い、中小企業に対する円滑な資金供給の確保に努めていくことが重要となっています。地域金融機関においては、地域密着型金融の一層の推進等に努めていくことが重要であることを踏まえ、当局としても、以下の点に重点をおいて、中小企業金融の円滑化に向けた取組みを進めていくこととしています。

- ・ 中小企業金融のきめ細かい実態把握と監視の強化
- ・ 地域密着型金融の推進

② 地域の利用者の安心と利便

地域の経済活動等を支える上で地域金融の果たす役割は大きく、その重要な担い手である地域金融機関においては、創意工夫をこらした自主的な取組みにより、地域の利用者の安心と利便性の向上に寄与することが大切です。こうした認識の下、以下の取組みに重点を置くこととしています。

- ・ 資産運用ニーズへの対応
- ・ 業務の継続性

- ・ 金融機能の不正利用の防止

③ リスク管理と地域における金融システムの安定

内外の経済・市場環境が変化する中で、地域金融機関が、金融仲介機能を適切に発揮し続けるためには、適切な経営管理（ガバナンス）の下、質の高いリスク管理を定着させることが必要であり、それがひいては地域における金融システムの安定にも寄与することとなります。このため、当局としても以下のような点に留意し、地域金融機関の自主的な取組みを促すこととしています。

- ・ 適切なリスク管理
- ・ 収益基盤の充実

(3) 保険会社等

① 契約者等の安心・利便の向上に向けた取組みの促進

平成17年以降、各保険会社において、保険金等の不適切な不払い等の問題が明らかとなっており、保険会社等が業務の適切性を自立的に確保し、契約者等の安心・利便の向上を図っていくためには、各保険会社等が適切な経営管理の下、自主的な業務改善に組織一体となって取り組んでいくことが重要であり、以下の点に留意した監督対応を行っていきます。

- ・ 適切な保険金等支払管理態勢の構築
- ・ 適切な保険募集態勢の確立
- ・ 相談・苦情処理態勢の充実

② リスク管理の高度化の促進

金融サービス利用者のニーズが多様化し、金融市場が変動する中で、保険会社が様々なリスクを適切に把握し、契約者等に対する責任を的確に果たすためには、リスク管理の高度化による財務の健全性確保とその財務情報の適切な開示が必要です。このような点を踏まえ、具体的には、以下の点に留意した監督対応を行っていきます。

- ・ サブプライム・ローン問題に関する教訓を生かしたリスク管理の高度化
- ・ ソルベンシー評価の見直し
- ・ 統合的リスク管理の推進

③ 保険会社等の属性に応じた監督対応

保険会社等の業務規模は、大規模のものから少額短期保険業者のような総じて小規模のものまで多様です。また、保険募集の形態も募集人・代理店を中心とするものや、通信販売を中心とするものなど多様化しています。このような状況を踏まえ、保険会社等の業務規模・態様等の属性に応じた監督対応を行っていきます。

- ・ 保険会社グループ等への対応
- ・ 少額短期保険業者への対応
- ・ 特定保険業者への対応
- ・ 保険募集形態の特色に応じた対応

(4) 金融商品取引業者等

① 投資者の安心・利便の向上

「貯蓄から投資」の流れを加速するためには、一般の投資者が安心して投資に参加できる環境を整備することが前提となります。金融商品取引法の適切な運用、各業者の財務の健全性の確認及び不適格業者への厳正な対応により、こうした環境の整備に取り組むため、以下の点に留意するものとしています。

- ・ 金融商品取引法の定着
- ・ 不適格業者の排除
- ・ 投資者財産の適正管理

② 信頼できる市場インフラの構築

我が国市場の競争力強化に向けて、市場の公正性・透明性を確保し、市場に対する信頼を強固なものとするよう取り組みます。そのうえで、多様な取引を円滑・確実に行うことができる、安全性・利便性の高い市場インフラの整備を図っていくために、以下の点に留意するものとしています。

- ・ 株券電子化の円滑な実施

- ・ 市場仲介者としての公共的役割の発揮
- ・ 自主規制機能の一層の強化

③ 業務の多角化・高度化・国際化と適切な内部管理態勢の構築等

市場強化プランを踏まえ、活力のある市場の構築に向けて、各業者が自らの創意工夫により、より質の高いサービスを提供できるような環境を整備することが必要です。各業者の経営戦略を注視し、業務の多角化・高度化・国際化の状況を把握したうえで、適切な内部管理態勢が構築されているかを確認するため、以下の点に留意するものとしています。

- ・ ファイアーウォール規制見直しへの対応
- ・ 積極的な業務展開と適切な内部管理
- ・ 積極的な業務展開に対応したリスク管理
- ・ 証券化商品の適切なリスク評価・情報開示の強化
- ・ 各種ファンドへの対応

3. 金融規制の質的向上（ベター・レギュレーション）の浸透と具体化

我が国市場の国際的な競争力を強化するためには、金融規制の質的向上が重要な課題となります。また、我が国の金融セクターは、金融システムの安定、利用者の保護、公正・透明な市場の確立と維持に向けたこれまでの取組みを定着させ、更に深化させるべき局面を迎えており、金融規制も、金融機関の自助努力や創意工夫を重視していく必要があります。

こうした状況を踏まえ、平成 20 事務年度の諸課題にも、ベター・レギュレーションの考え方を基本に取り組み、ベター・レギュレーションの考え方を監督部局全体に定着させ、4つの柱に以下のような形で取り組むことにより、その浸透と具体化を図っていくこととしています。

- ・ ルール・ベースの監督とプリンシプル・ベースの監督の最適な組合せ
- ・ 優先課題の早期認識と効果的対応
- ・ 自助努力の尊重とインセンティブの重視
- ・ 行政対応の透明性・予測可能性の向上

なお、こうした取組みの実効性を高めるため、専門的人材の育成・確保や研修の充実などを通じ、職員の資質向上に努めるものとします。

金融庁では、以上のような監督方針に基づいて、本事務年度も引き続き、主要行等に対して、金融機関の自助努力や創意工夫を重視しつつ、実効性のある監督行政を効率的に遂行していきます。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から

[「平成 20 事務年度主要行等向け監督方針について」（平成 20 年 9 月 5 日）](#)

[「平成 20 事務年度中小・地域金融機関向け監督方針について」（平成 20 年 9 月 5 日）](#)

[「平成 20 事務年度保険会社等向け監督方針について」（平成 20 年 9 月 5 日）](#)

[「平成 20 事務年度金融商品取引業者等向け監督方針について」（平成 20 年 9 月 5 日）](#)

にアクセスしてください。

振り込め詐欺対策についての意見交換の実施について

9 月 16 日に、[警察庁](#)、[金融庁](#)及び[全国銀行協会](#)との間で、振り込め詐欺の被害が急増している現状を踏まえ、意見交換を行いました。そこでは、警察庁刑事局長、当庁監督局長及び全国銀行協会会長から振り込め詐欺撲滅に向けた取組みについてそれぞれ説明を行い、今後の取組みも含めた意見交換を行いました。

その結果、10 月を「振り込め詐欺対策強化月間」とし、警察庁、金融庁及び全国銀行協会が協力して振り込め詐欺対策を進めていくこととしました。

当庁においては以下のような取組みを行います。

- ① 警察庁との合同による振り込め詐欺の未然防止等についての政府広報
- ② 金融団体との意見交換の機会を活用し、ATM 関連の対策等についての取組みの働きかけ

当庁としては、振り込め詐欺が金融機関を悪用する犯罪であることから、警察庁や全国銀行協会等と連携しつつ、振り込め詐欺防止のための取組みにさらに努めていきます。



握手する（左から）米田警察庁刑事局長、杉山全国銀行協会会長、三國谷監督局長

平成 21 年度税制改正要望について

去る 9 月 1 日、金融庁は「平成 21 年度 税制改正要望」を財務省及び総務省に提出しました。

本年は、我が国金融・資本市場の競争力強化に向けて、

1. 「貯蓄から投資へ」の流れの促進
2. 内外投資活動の推進のための環境整備

のために必要な税制上の措置を要望しています。

1. 「貯蓄から投資へ」の流れの促進の観点からは、

- ① 『日本版 ISA』(小口の継続的長期投資非課税制度)の創設 (小口で継続的に長期投資を通じた資産形成を行うことにより、小口投資家を育成していくために要望するもの)
- ② 高齢者投資非課税制度の導入 (60 歳以上の高齢者が金融資産全体の 6 割を保有しており、株式や投信等でみると 7 割に及んでいること、そして近年は利子所得が低金利の下で減少しており、特に高齢者の家計にとっては配当所得が非常に増加して、これが「第 2 の年金」という重要性をもってきていることから、高齢者の老後の安心のために要望するもの)
- ③ 証券税制の特例措置における投資家利便への配慮
- ④ 確定拠出年金(401k)制度の充実
- ⑤ 金融商品間の損益通算の範囲拡大

等を要望しています。

2. 内外投資活動の推進のための環境整備の観点からは、組合理投資ファンド課税（1号PE）の見直し等を要望しています。

本要望は、海外の投資家が日本の組合理ファンドに投資を行った場合に、当該海外投資家が日本で申告義務を負うこととならないよう見直しを要望するものです。

なお、日本の投資運用業者に投資を一任する場合にも同様の問題がありましたが、これについては20年度税制改正において措置されました。

その他、保険契約者の自助努力を支援する観点から、生命保険料控除制度等の見直しを要望しています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から[「平成 21 年度 税制改正要望」について（平成 20 年 8 月 28 日）](#)にアクセスしてください。

平成21年度税制改正要望項目のポイント

基本的な考え方

我が国金融・資本市場の競争力強化に向けて、①「貯蓄から投資へ」の流れの促進、②内外投資活動の推進のための環境整備、のために必要な税制上の措置を要望

主な具体的要望項目

1. 「貯蓄から投資へ」の流れの促進

現 状

我が国の個人金融資産は、1,500兆円(GDPの2.9倍)に及ぶ高水準のものであり、我が国市場の強み

しかし、

金融資産の内訳

現預金の割合が極めて高く(52.0%)、
株式・投資信託の割合は依然として低い(9.3%)
⇒ 適切な投資機会を提供し、その果実を国民が享受できるようにする必要

金融資産の保有者

高齢者による保有が全体の約6割(株式・投資信託は約7割)
近年、利子所得が減少する一方で、家計の配当所得が増加
⇒ 「第二の年金」としての重要性が高まっている

若年層による株式・投資信託の保有は少額で、
金融資産残高に占める割合も低い
⇒ 小口の継続的長期投資を通じた資産形成が重要

※株式・投資信託等の投資家は、約7割が年収500万円未満の者
(特に、近年、投資を増やしているのも同じ階層)

「金持ち優遇」との
批判は当たらない

課 題

「貯蓄から投資へ」の流れを促進していくためには

➢小口の継続的長期投資
➢高齢者の投資
に対する優遇措置が重要

要望の2つの柱

◆ 「日本版ISA」(小口の継続的長期投資非課税制度)の創設

(小口投資家層に投資のインセンティブを付与し投資家の裾野を拡大)

- 小口投資家向けに、毎年一定額まで(例えば100万円)の上場株式等への投資に対する配当を非課税とする
- 当面10年間の時限措置(毎年の投資限度額を100万円とした場合、1,000万円(100万円×10年間)までの累積投資が可能)

◆ 高齢者投資非課税制度の導入 (高齢者の安心のための「第二の年金」の税制優遇措置)

- 高齢者が受け取る上場株式等の100万円以下の配当及び500万円以下の譲渡益について、非課税とする(少なくとも21年及び22年の2年間)

その他の要望

- ◆ 証券税制の特例措置における投資家利便への配慮 (投資家利便の観点から特例措置の簡素化等)
- ◆ 確定拠出年金(401k)制度の充実 (「株式市場の厚み」と「老後の資産形成」の促進)
- ◆ 金融商品間の損益通算の範囲拡大 (リスク資産に投資しやすい環境の整備)

2. 内外投資活動促進のための環境整備

- ◆ 組合型投資ファンド課税(1号PE)の見直し (我が国資産運用業の発展を通じた市場競争力の強化)

3. その他

- ◆ 生命保険料控除制度等の見直し (保険契約者の自助努力の支援)

平成 21 年度機構・定員及び予算要求について

1. はじめに

サブプライム・ローン問題を契機として、海外監督当局とのより緊密な連携が不可欠になってきている状況等を踏まえ、その対応体制の強化等を図るとともに、金融システムに内在する市場リスク等各種のリスクを早期に認識・抽出し、的確に対応できるよう体制の充実・強化を図ることが必要です。

また、市場競争力の強化という観点も踏まえ、市場監視体制の強化や、多様な資金運用・調達機会の提供等を推進するための体制整備を図ることが重要です。

さらに、金融サービス利用者保護施策の推進等を図るとともに、利用者の利便性向上、業務効率化のための情報システムの整備を図ることが必要となっています。

金融庁では、これらの課題に対応するための諸施策等を実施するために必要な機構・定員及び予算要求を行っています。

2. 機構・定員要求の内容

(1) 海外監督当局等との連携強化のための体制整備

サブプライム・ローン問題を契機とした世界的な金融市場の混乱が続いている中、海外監督当局とのより緊密な連携が不可欠になってきている状況、国際会議における積極的な貢献がより重要となってきた状況等を踏まえ、国際的な対応体制を充実・強化することとしています。

(2) 金融システムに内在するリスクを早期に認識し、的確に対応するための体制整備

サブプライム・ローン問題に見られるように、グローバルな経済や金融・資本市場の動向が金融システムの安定に大きな影響を与えうることを踏まえ、金融システムに内在する市場リスク等各種のリスクを早期に認識・抽出し、的確に対応できるよう体制の充実・強化を図ることとしています。

(3) 市場強化のための体制整備

「骨太の方針 2008」に掲げられた「市場強化プラン」を着実に推進し、信頼と活力のある市場を構築するため、以下の体制整備を図ることとしています。

① 市場監視体制強化のための体制整備

投資家が安心して市場に参加するために不可欠な市場の信頼性を確保するため、証券取引等監視委員会の体制整備等をはじめとする市場監視体制の強化を図ることとしています。

② 多様な資金運用・調達機会の提供等を推進するための体制整備

取引所における取扱商品の多様化を図るとともに、これに対応した取引所監督体制を充実する等、多様な資金運用・調達機会の提供等を可能とするための体制を強化することとしています。

(4) 金融サービス利用者保護施策推進等のための体制整備

改正貸金業法の円滑な実施のための体制整備等、金融サービス利用者保護の充実・強化を図るために必要な体制等を強化することとしています。

これらの体制整備のため、総務企画局 65 人、検査局 18 人、監督局 42 人、証券取引等監視委員会 60 人、公認会計士・監査審査会 10 人、総計 195 名の増員要求を行っています。

(参考 平成 21 年度定員要求)

(単位：人)

	18 年度末 定員	19 年度末 定員	20 年度末 定員	21 年度 増員要求	20 年度 増員要求 (増員数)
総務企画局	304	296	314	65	48 (15)
検査局	454	451	441	18	22 (9)
監督局	221	238	253	42	34 (18)
証券取引等 監視委員会	318	341	358	60	80 (22)
公認会計士・ 監査審査会	43	47	51	10	11 (5)
総 計	1,340	1,373	1,417	195	195 (69)

3. 予算要求の内容

平成 21 年度予算要求については、

- (1) 海外監督当局等との連携強化や、金融システムに内在するリスクを早期に認識し、的確に対応するための体制整備等のための増員（195 人）に必要な経費のほか、
 - (2) 海外当局との連携強化（海外監督当局への職員派遣等）に必要な経費や、
 - (3) 市場強化（市場監視体制の強化等）に必要な経費及び
 - (4) 利用者の利便性向上、業務効率化のための情報システム整備等（有価証券取引等電子開示システムの運用・改善等）に必要な経費などを織り込み、
- 総額で約 231 億円の要求を行っています。

なお、預金保険機構に係る政府保証枠については、金融システムの安定を引き続き揺るぎないものとするとの考え方に基づき 40.2 兆円を要求しています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から [「平成 21 年度機構・定員及び予算要求について」\(平成 20 年 8 月 28 日\)](#) にアクセスしてください。

「平成 19 年度実績評価書」、「平成 20 年度事業評価書」及び 「平成 20 年度総合評価書」の公表について

1. はじめに

金融庁においては、平成 14 年 4 月に施行された「行政機関が行う政策の評価に関する法律」の趣旨を踏まえ、政策評価の実施を通じて、

- (1) 国民に対する金融行政の説明責任（アカウンタビリティ）を徹底すること
 - (2) 国民本位の効率的で質の高い金融行政を実現すること
 - (3) 国民的視点に立った成果重視の金融行政を実現すること
- を目指しています。

これまで金融庁においては、金融庁設置法で定めた法定任務（金融機能の安定、預金者・保険契約者・投資者等の保護、円滑な金融）について、政策評価に係る基本計画や実施計画などを策定の上、政策評価に鋭意取り組んでおり、実績評価に関しては、平成 13 年度（13 年 7 月～14 年 6 月）以降、毎年度を対象とする実績評価書を作成・公表しています。

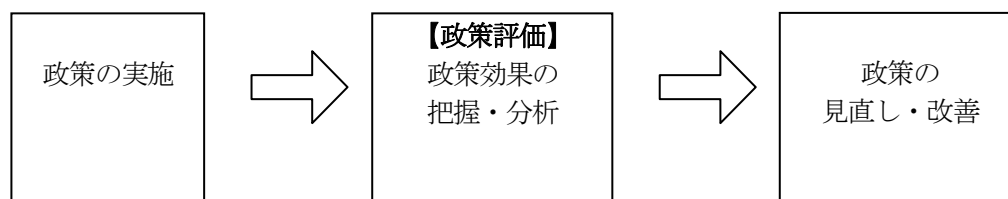
また、政策評価をより一層予算に活用するとの観点から、平成 15 年度以降、毎年度、予算措置を伴う事業のうち新規あるいは拡充を予定している主なものを対象として事業評価（事前評価）を実施する

とともに、過去に事業評価（事前評価）を実施し、効果が発現した事業のうち主なものを対象として事業評価（事後評価）を実施することとし、事業評価書を作成・公表しています。

加えて、今年度は、日本版ビッグバン以降の金融システムの改革に関する金融庁のこれまでの一連の施策を振り返りながら、その評価を行うことを目的として金融システム改革（日本版ビッグバン）についての総合評価書を作成・公表しています。

【参考】

政策評価とは、各府省が自らその政策の効果を把握・分析し、評価を行うことにより、次の企画立案や実施に役立てるものです。



なお、政策評価には以下の3つの方式があります。

① 実績評価方式

政策を決定する際に、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を定期的・継続的に測定するとともに、目標期間が終了した時点で、目標の達成度合いについて評価する方式。

② 事業評価方式

政策を決定する前に、あらかじめ期待される政策効果等を推計・測定し、政策目的が妥当か、行政が担う必要があるか、費用に見合った効果が得られるかなどの観点から評価する方式（必要に応じ事後の時点で、事前の時点に行った評価内容を踏まえ検証）。

③ 総合評価方式

政策の決定から一定期間を経過した後に、特定のテーマについて、政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析するなど総合的に評価する方式。

2. 平成19年度実績評価書の内容

今回は、平成19年度（19年7月～20年6月）を対象とする政策評価実施計画に定めた25の政策について、実績評価を実施しました。

具体的には、金融庁が法定任務を遂行していくための25の政策について予め目標を定め、それぞれ目標の達成に向けて行った業務内容等を分析し、各政策の評価を行いました。なお、「端的な結論の基本類型」を参考にしつつ、各政策の状況を踏まえ必要に応じて補足説明を加えて端的な結論を記載しているほか、指標等に照らした当該年度の目標の達成度を3段階（A、B、C）で評価しています。

3. 平成20年度事業評価書の内容

今回は、情報等の分野の事業で、平成21年度に予算措置を伴う事業のうち新規あるいは拡充を予定している主なものを対象に、事業評価（事前評価）を実施したほか、過去に事業評価（事前評価）を実施し、効果が発現した事業のうち主なものを対象に、事業評価（事後評価）を実施しました。

事業評価（事前評価）の実施に当たっては、事業の目標、目的及び内容を明らかにし、事業評価（事後評価）の実施に当たっては、具体的成果を踏まえ、いずれも、必要性、効率性、有効性等の観点から評価を行っています。

4. 平成20年度総合評価書の内容

金融システム改革（日本版ビッグバン）の総合評価の実施に当たっては、フリー・フェア・グ

ローバルの3原則及び金融システム複線化の観点から、それぞれの政策効果の発現状況等について分析するとともに、必要性、効率性、有効性等の観点から評価を行っています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から[「平成 19 年度実績評価書」](#)、[「平成 20 年度事業評価書」](#)、及び[「平成 20 年度総合評価書」](#)の公表について（平成 20 年 8 月 29 日）にアクセスしてください。

証券取引等監視委員会の事務処理状況の公表について

1. はじめに

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」といいます。）は、金融庁設置法第 22 条の規定に基づき、毎年、事務処理状況を公表しており、本日、平成 19 年 7 月 1 日から同 20 年 6 月 30 日までの期間（以下「平成 19 事務年度」といいます。）における事務の処理状況を「証券取引等監視委員会の活動状況」として公表しました。なお、今回の公表は、証券監視委発足後 16 回目となります。

1. 概要

金融システム改革をはじめとする様々な改革の成果や情報技術（IT）の進展などを受けて、インターネット取引やクロスボーダー取引の増加、投資ファンド等を使った複雑な取引の増加など、金融・資本市場を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした中、市場監視機能の充実・強化も行われてきており、中でも、平成 17 年には、従来からの犯則事件の調査や証券会社等の取引の公正確保に係る検査に加え、新たに導入された課徴金調査のほか、開示検査、証券会社等の財務の健全性等に係る検査及び投資信託委託業者・投資顧問業者等に対する検査の権限も証券監視委に委任され、また、新たに外国為替証拠金取引を扱う業者が金融先物取引業者として検査の対象となるなど、証券監視委の検査範囲は大幅に拡大されました。

さらに、同 19 年 7 月には、新たに委員長及び両委員が就任し、中期的な活動方針である「公正な市場の確立に向けて」を公表し、近年の金融・資本市場を取り巻く環境の変化に対して、機動性・戦略性の高い市場監視の実現と市場規律の強化に向けた働きかけの 2 本柱を掲げ、その使命達成に向けて取り組んでいるところです。

（市場分析審査）

平成 19 事務年度中に投資者など一般から受け付けた情報は 5,841 件となっています。

また、平成 19 事務年度の取引審査件数は、合計 1,098 件であり、前事務年度と比較すると 59 件増加しており、平成 4 年の発足以来最高の審査件数となっています。

さらに、直ちに法令違反とはいえないような取引についても幅広く注意を払っているほか、個別取引や市場動向の背景にある問題を重点的に分析する等、包括的かつ機動的な市場監視に努めています。

（証券検査）

証券検査については、発足以来最多となる 219 社の検査を終了し、問題点が認められた 122 社のうち、28 社について行政処分等の勧告を行いました。特に、平成 19 事務年度は、検査対象先等に関する様々な資料・情報等を総合的に勘案して実施する一般検査に加え、市場をめぐる問題や関心事項について横断的なテーマを選定し、共通の課題がある検査対象先に対して行う特別検査を実施しました（OHT株

式の信用リスクに係る証券会社のリスク管理態勢等の検証、外国為替証拠金取引業者の財務の健全性並びにリスク管理等に重点を置いた検証等)。

(不公正取引に対する勧告・告発)

不公正取引に対する勧告については、21 件の課徴金納付命令（いずれも内部者取引に関するもの）の発出を求める勧告を行いました。この中には、公認会計士が監査の過程で知った監査先企業の内部情報を利用して取引を行ったもの（新日本監査法人職員による内部者取引）や、報道機関の職員が情報端末に入力された放送用原稿を閲覧したことにより重要事実を知り公表前に取引を行ったもの（NHK 職員による内部者取引）など、上場会社の重要情報を知り得る立場にある者の職業倫理やその所属する法人等の情報管理体制にも問題があるような事例も見受けられました。

不公正取引に対する告発については、風説の流布及び偽計の嫌疑で2件、相場操縦の嫌疑で4件、インサイダー取引の嫌疑で2件の合計8件の告発を行いました。この中には、アイ・シー・エフ株取得に係る偽計事件において、大阪府警察本部と合同で強制調査を実施したものなど、事件の状況に応じて他の捜査機関と連携を図りつつ、効果的・効率的な調査の遂行に努めました。

(ディスクロージャーに関する勧告・告発)

ディスクロージャーに関する勧告については、平成20年6月19日に、課徴金額の過去最高額である15億9,457万9,999円の課徴金納付命令勧告（株式会社IHIに係る有価証券報告書等の虚偽記載）を行うなど、開示書類の虚偽記載に関して10件の課徴金納付命令の発出を求める勧告を行いました。

ディスクロージャーに関する告発については、虚偽の有価証券報告書等の提出につき2件・9名（アクセス事件、アイ・エックス・アイ事件）について、証券取引法に違反するとして告発を行いました。

(建議)

建議については、平成 19 事務年度の実績はないが、金融審議会において、課徴金制度の実施状況・運用実績を踏まえ、課徴金額の水準の引上げなどについて意見を述べました。これを踏まえ、これらの内容の盛り込まれた改正金融商品取引法が、平成 20 年 6 月 6 日に成立しており、建議を行うのと同様の効果を得ています。

◆証券監視委の活動状況

区 分	H4～14 年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	合計
犯 則 事 件 の 告 発	53	10	11	11	13	10	108
勧 告	244	26	17	39	43	59	428
証券会社等に対する処分 に 係 る 勧 告	244	26	17	29	28	28	372
課徴金納付命令に関する勧告				9	14	31	54
訂正報告書等の提出命令に 関する勧告				1	1	0	2
問題点が認められた会社数*	686	67	67	93	142	121	1,176
建 議	6	1	0	5	3	0	15

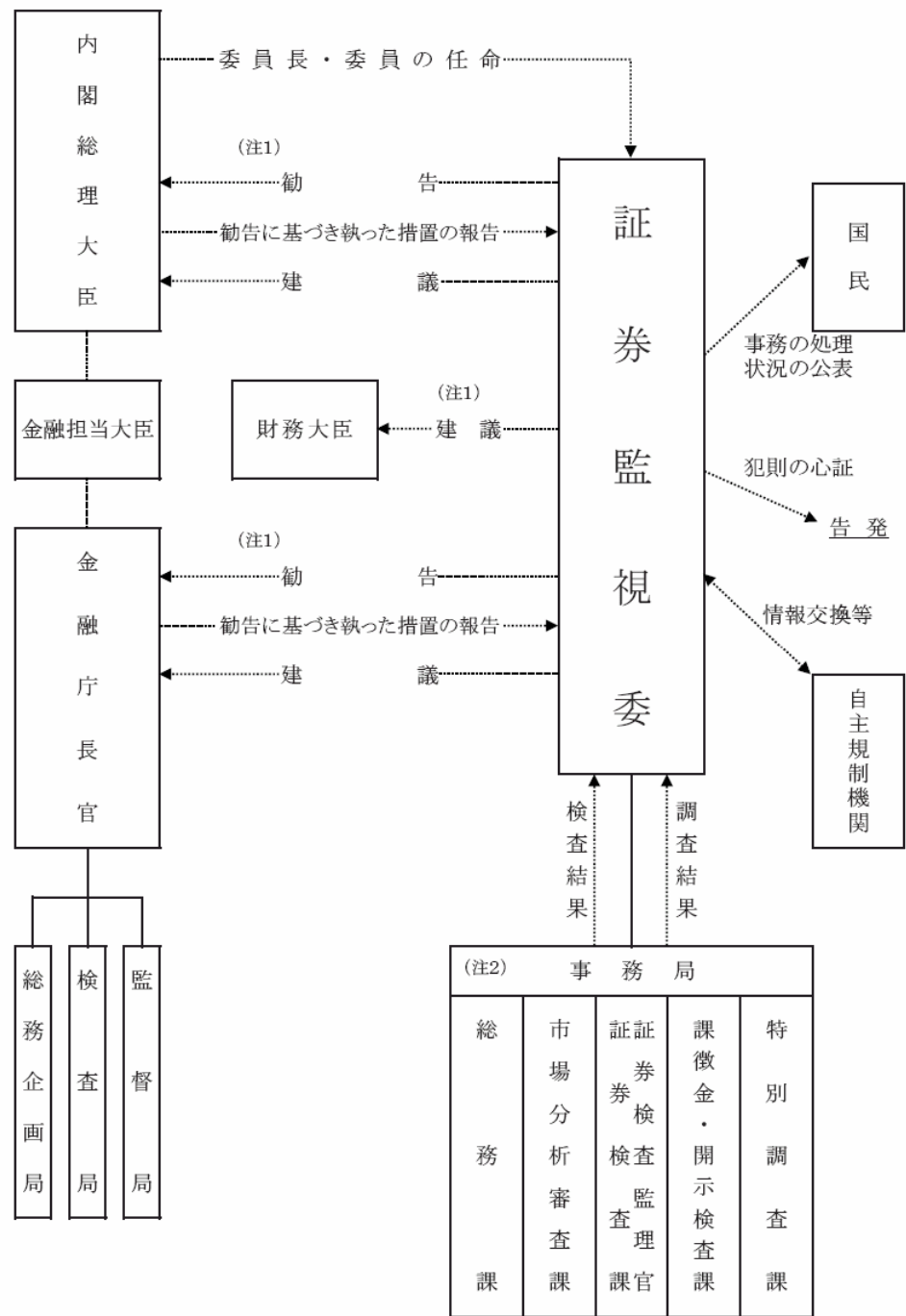
(事務年度：7月～翌年6月)

※ 「問題点が認められた会社数」とは、証券検査の検査結果通知書において問題点を指摘した会社の数

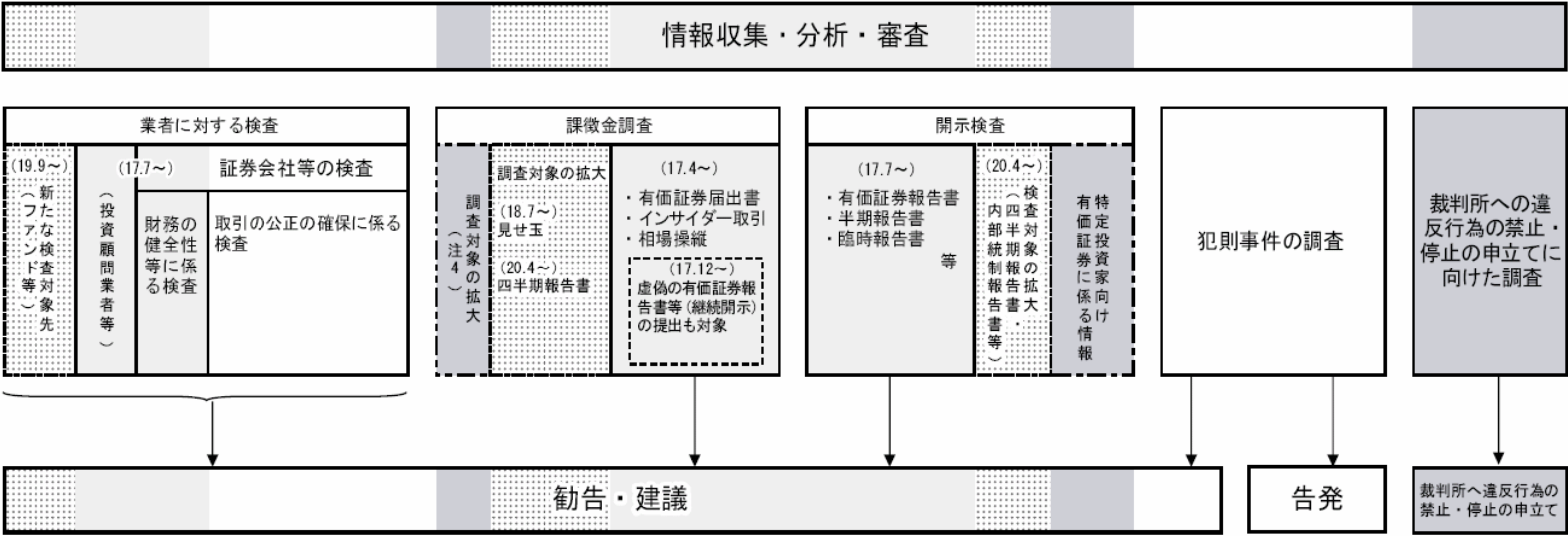
をいいます。

※ 詳しくは、証券取引等監視委員会ウェブサイトの「年次公表」から[「平成 19 年度版年次公表」\(平成 20 年 8 月 28 日\)](#)にアクセスしてください。

1-2 証券取引等の監視体制の概念図

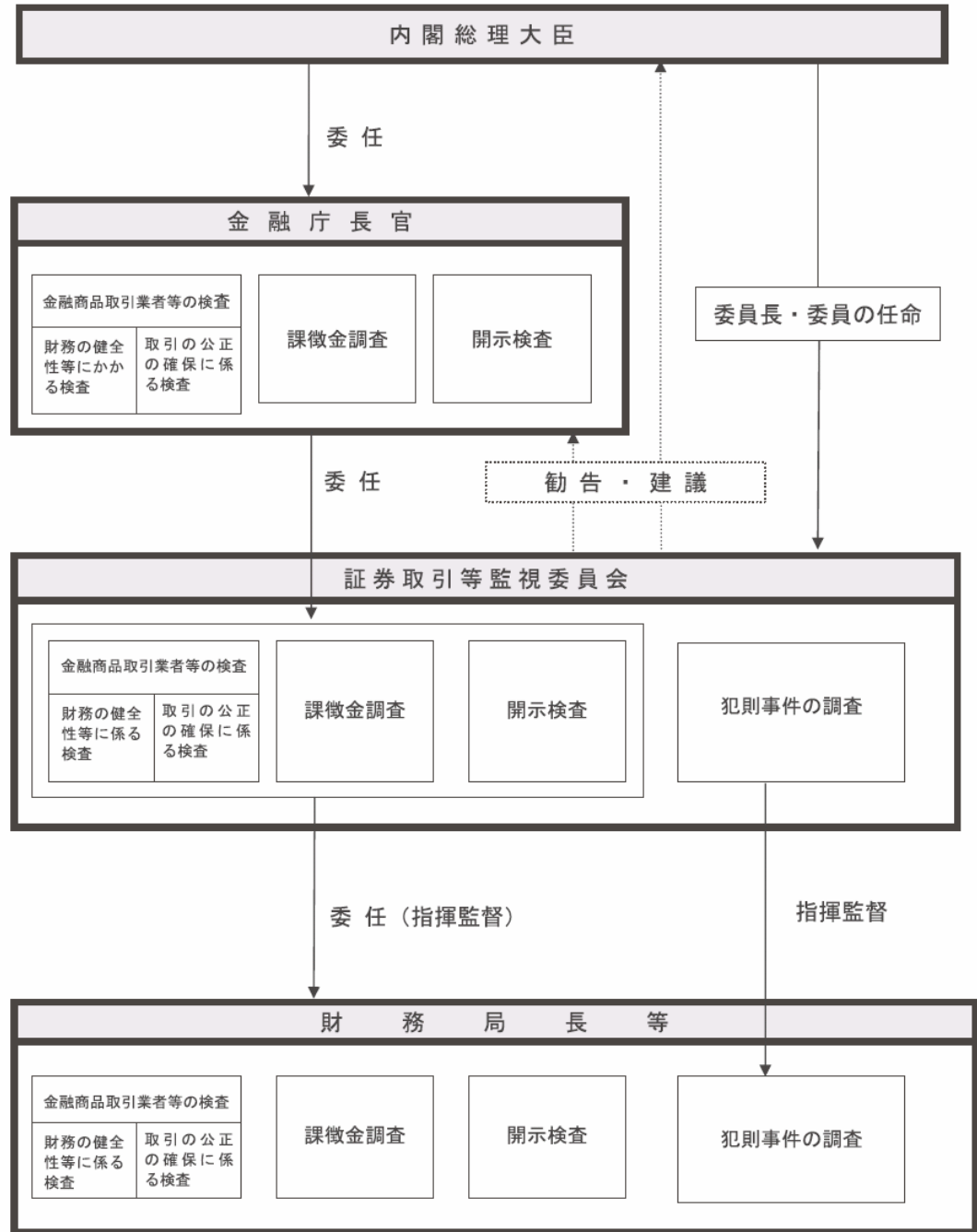


1-3 証券監視委の機能強化



- (注1) 部分が「金融商品取引法」の施行に伴い検査・調査の対象となった部分。
- (注2) 四半期報告書、内部統制報告書及び確認書は、平成20年4月1日以降に開始する事業年度から適用。
- (注3) 部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の施行に伴い検査・調査等の対象となる部分。
- (注4) 今般、拡大する調査対象の内容は以下のとおり。
- ・公開買付届出書・大量保有報告書の虚偽記載・不提出。
 - ・相場操縦のうち仮装売買・馴合売買・安定操作取引。
 - ・発行開示書類・継続開示書類の不提出。
 - ・特定投資家向け有価証券に係る情報の虚偽等。

1-4 証券監視委と内閣総理大臣、金融庁長官及び財務局長等の関係の概念図



- (注1) 証券監視委が財務局長等に委任した権限については、証券監視委が財務局長等を指揮監督する（金商法第194条の7第7項等）。
- (注2) 犯則事件の調査については、証券監視委が財務局長等を指揮監督し、必要があるときは財務局長等職員を直接指揮監督することができる（金商法第224条第4項、第5項等）。
- (注3) 証券監視委は、以下の公示で指定する金融商品取引業者等に関する権限については、財務局長等への委任を行っていない。
- 金融商品取引法施行令第四十四条第五項並びに投資信託及び投資法人に関する法律施行令第三十六条第二項の規定に基づき金融商品取引業者等を指定する公示
 - 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第二十四条第六項の規定に基づき金融商品取引業者等を指定する公示

公認会計士・監査審査会の活動状況（平成19事務年度版）の公表について

公認会計士・監査審査会は、毎事務年度終了後、当該事務年度における活動状況を公表することとしていますが、今般平成19事務年度（平成19年7月～平成20年6月）における活動状況を取りまとめ、平成20年8月29日に公表しました。その概要は以下のとおりです。

● 品質管理レビューに対する審査及び検査

平成19事務年度は審査会の第2期（平成19～21事務年度）の初年度にあたりますが、第1期（平成16～18事務年度）における実績を踏まえ、これまでに指摘した監査事務所における品質管理上の問題に対する改善が各監査事務所において確実に定着するよう努めているところです。

具体的には、平成18年度及び平成19年度の日本公認会計士協会の品質管理レビューについて審査を行い、11監査事務所に対し検査を実施しました。その結果、5監査事務所について行政処分その他の措置を講ずるよう金融庁長官に対して勧告しました。

また、監査の質の維持・向上を図るための監査事務所による自主的な取組みを促すため、これまでに実施した検査における指摘事項の中から、品質管理の向上を図っていく上で有益であると考えられるものを「監査の品質管理に関する検査指摘事例集」として取りまとめ、平成20年2月に公表しました。この内容については、全国各地の公認会計士協会地域会において説明会を開催しています。

● 公認会計士試験の実施

平成19年試験（短答式試験、論文式試験）及び平成20年試験（短答式試験）を実施しました。

また、審査会の下に公認会計士試験実施検討グループを設置し、公認会計士試験の実施面での改善に向けた検討を行い、その結果を踏まえ、審査会は「公認会計士試験実施の改善について」を平成19年10月に公表しました。

平成20年試験では、短答式試験においては従来の2週間の週末にわたる2日間を週末1日に短縮し、また、論文式試験においては法令基準等を配布する科目を2科目から5科目に増やすなど、改善策を順次実施しているところです。

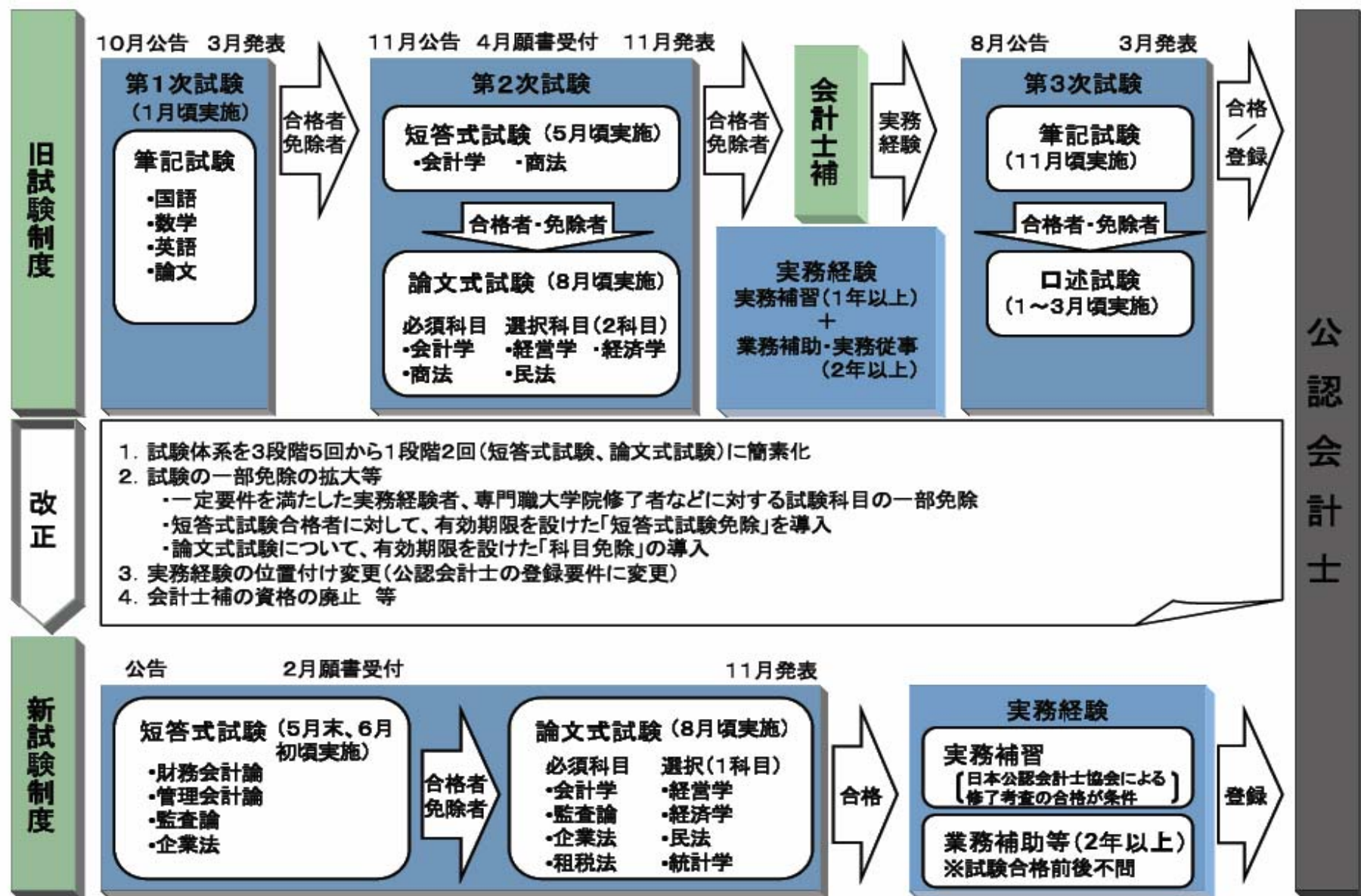
※ 平成22年試験から短答式試験の実施を年2回に増やす予定です。

● 諸外国の関係機関との協力

諸外国の監査監督機関相互の情報交換等を目的として、監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）が平成19年3月に設立されていますが、第2回会合が平成19年9月にトロントで、第3回会合が平成20年4月にオスロで開催されています。審査会からは会長、常勤委員等が出席し、同フォーラムに積極的に貢献しているところです。

※ 詳しくは、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの「年次公表」から[「平成19事務年度版\[平成19年7月～平成20年6月\]（平成20年8月29日公表）」](#)にアクセスしてください。

【公認会計士試験制度改正の概要】



【金融ここが聞きたい！】

このコーナーは、大臣の記者会見における質疑応答などの中から、時々旬な情報をセレクトしてお届けするものです。

もっとたくさんご覧になりたい方は、金融庁ウェブサイトの[「記者会見」](#)のコーナーにアクセスしてください。

Q：国際金融市場についての現状についてお伺いしたいのですが、今アメリカ政府の公的資金の投入スキームも含めまして、市場が落ち着きを取り戻すのではないかと見方がある一方、依然として短期市場では混乱も続いています。国際金融市場についての現状についてどう見ていらっしゃるというのが1点と、来月開催予定のG7に、先ほど大臣は日本の金融システムへの影響はそれ程大きくないというふうにおっしゃいましたけれども、日本としてどのようなスタンスで臨まれるのか、以上2点お願いします。

A. まず、世界的な約1年にわたるサブプライム・ローンに端を発した金融、あるいは場合によっては実体経済まで影響が及びかねない状況というのは、日本は大きくないと言っているのではなくて、他に比べれば、日本の経験もございますので、欧米に比べればそうでもないという比較の問題であって、我々も注意して見ておかなければならないことだろうというふうに思っております。それから、日本も短期資金を出しているやに聞いていますけれども、やはりこれは世界各国が協調してやっていくということが非常に大事なことです。さっきの官邸でサルコジ大統領のご発言もありましたけれども、そこまですぐやるかどうかは別にして、やはり特にG7、先進国、あるいはそれ以外でも金融にある程度の規模といいましょうか、影響力のある国々が協力してやっていくということは、私は非常に大事なことであり、非常に敏感に対応していく必要があるだろうというふうに思っております。

【平成 20 年9月 25 日(木)初閣議後記者会見】

Q：麻生総理が国連の総会の方の演説で、国際金融の仕組みを巡る議論では、日本の経験と知恵を貢献に心がけたいというふうにおっしゃっておりますが、この国際金融の仕組みの議論において今後どのような修正点が必要か、またポイントが必要かとお考えでしょうか。

A. ご指摘のように日本の場合には、20 年前のバブル崩壊以降大変な、十数年にわたる金融、あるいはまた実体経済の苦しみがあったわけで、そういう中で日本自身の苦しみの中で、一応金融に対する不安は脱却をしたというふうに理解をしております。ある意味では基本形は、今アメリカやほかの国々で今ダメージを受けている状況というのは、日本で行われたこととある意味では1つの先例になり得る部分もあると。従いまして、これは是非日本における経験等々を是非参考にしていただくということも早期の解決のためにお役に立つのではないかと。それから、今回の場合には特にG7を始めとして世界中の国々の連携というものが非常に大事だというふうに思っておりますので、連携を密に取って、今回の総理がニューヨークに行かれましたけれども、日本の出来ること、あるいはまたアメリカが今報道では思い切った対策を議会と政府とで作業を進めているようですから、それぞれの国でやれること、それから各国が協調してやれること、これを積極的にやっていくということが今一番求められていることではないかというふうに思います。

【平成 20 年9月 26 日(金)記者会見】

【お知らせ】

○ 悪質なファンドの勧誘にご注意ください！

ファンド形態で出資の勧誘を行う場合は登録が必要です

昨年9月30日に[金融商品取引法](#)（以下「金商法」といいます。）が施行され、一般投資家向けにいわゆるファンド形態で出資の勧誘等を行う者に財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む）への登録義務が課されました（プロ向け業務（＝適格機関投資家等特例業務）を行う者であれば届出義務）。

具体的には、

1. 他者からお金を集め（出資を募り）
2. 何らかの事業や投資を行い
3. その事業や投資から生じる収益を出資者に分配する仕組み

を運営している者は、財務局への登録又は届出が義務付けられました。

[登録業者及び届出業者については、金融庁ウェブサイトで確認が出来ます。](#)

無登録業者からの出資の勧誘等には十分ご注意ください。

また、登録業者でも、出資の勧誘等の際には、例えば、次のようなルールを守らなければならないことになっています。

- ・ 公告をする場合には、金融商品取引業者である旨及び登録番号などを表示しなければならず、利益の見込みについても、著しく事実に相違する表示や、著しく誤認させるような表示をしてはならない。
- ・ 契約を締結しようとするときは、あらかじめ、顧客に対し、登録番号、契約の概要、手数料の概要等を記載した書面を交付しなければならない。
- ・ 「虚偽のことを告げる行為」や「不確実な事項について断定的判断を提供して勧誘をする行為」をしてはならない。
- ・ 損失補てんをしてはならない。

たとえ登録を受けている業者であっても、信頼できるとの確信が持てない場合は、慎重な対応をお勧めします。

○ 認定投資者保護団体の更なる活用を期待しています。

[金融商品取引法](#)（以下「金商法」といいます。）においては、投資者保護のための横断的法制の構築の一環として、「認定投資者保護団体」に関する制度を整備しています。

この制度は、苦情解決およびあっせん業務の業態横断的な取組みをさらに推進するため新たに設けられたものであり、金商法上の自主規制機関以外の民間団体が金融商品取引業者等に関する苦情の解決およびあっせん業務を行う場合に、行政がこれを認定することにより、当該民間団体の業務の信頼性を確保しようとする枠組みです。

金商法が施行されて以降、平成19年9月30日に[社団法人生命保険協会](#)、平成20年3月7日に[社団法人日本損害保険協会](#)、平成20年10月1日に[全国銀行協会](#)が認定を受けております。

認定投資者保護団体は、金融商品取引業者以外の者も設立が可能で、具体的には、たとえば、消費者団体、NPO法人や各種の業界団体等が考えられますが、これに限らず、認定の要件・基準を満たす民間団体は認定投資者保護団体になることが可能です。金融庁としては、苦情解決・あっせん業務は、事後的な投資者保護策として非常に重要ですので、同制度が幅広く活用され、一層の投資者保護に寄与していただくことを強く期待しています。

○ 証券市場における不正・違法行為に関する情報を受け付けています！

証券取引等監視委員会は、証券会社などに対する検査、証券市場にかかわる開示検査、課徴金調査及び犯則事件の調査、そのほか日常的な市場監視活動を通じて、公正・公平かつ透明で健全な市場の構築に努めています。当委員会は、こうした調査、検査などの参考とするため、電話、文書（ファクシミリを含む）、インターネットなどで情報提供を受け付けており、平成 19 事務年度には、5,841 件と、多数の情報をお寄せいただきました。

インサイダー取引や相場操縦、有価証券報告書の虚偽記載、証券会社などにおける無断売買や不当な勧誘などの証券市場に関する違法行為に気づいたら、証券取引等監視委員会まで情報をご提供ください。（なお、調査、検査の依頼や証券会社などとのトラブル処理には対応していません。）

インターネットにおける情報受付窓口は証券取引等監視委員会ウェブサイトをご覧ください。



一般からの情報提供を求めるポスター

○ 株券電子化について

平成 16 年に、株券を電子化する法律（社債、株式等の振替に関する法律）が成立し、**平成 21 年 1 月を目途に上場会社の株券を電子化**するための準備が進められています。

株券電子化のスムーズな実施のためには、いわゆる「タンス株券」をお持ちの株主を中心に関係者各位に早めの準備を行わって頂く必要があります。

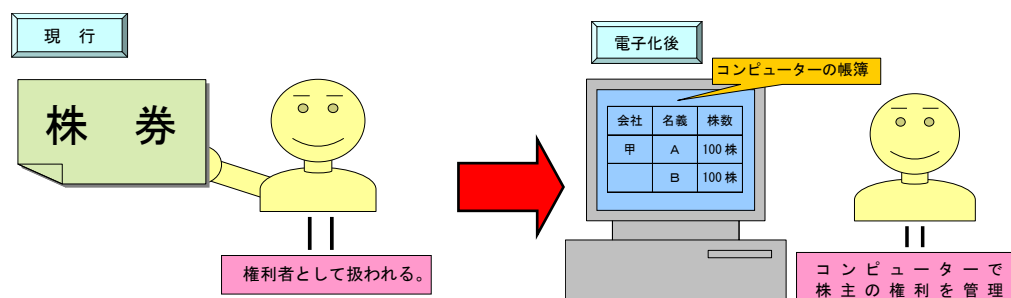
ただ、株券の電子化については、まだまだ十分な知識をお持ちでない方が多いようです。

そこで、金融庁のウェブサイトの改訂（平成 19 年 2 月 13 日）等によって、個人投資家を中心とした関係者各位に株券電子化の概要やご留意頂きたい点をお伝えしてきたところですが、更に、より多くの方々に株券電子化について理解を深めて頂くべく、政府広報オンライン・お役立ち動画「株券電子化の準備 もうお済みですか？」では、株券の電子化の概要や留意点について広報を行っています。なお、この政府広報オンラインは、金融庁ウェブサイトからもアクセスできます。

以下では、株券電子化の概要と留意点のうち、特にご注意頂きたい点をピックアップします。

1. 概要

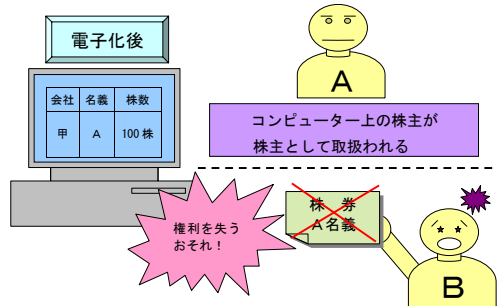
株券電子化は、上場会社の株式について、「株券」をなくし、証券保管振替機構及び証券会社等の口座で、コンピューターにより電子的に管理しようとするものです。



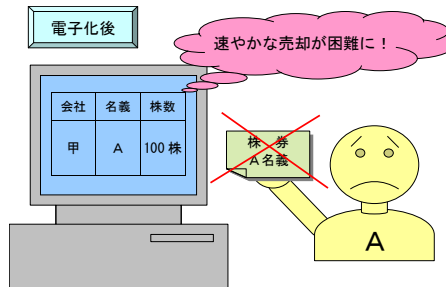
2. 留意点（タンス株券をお持ちの株主）

株券電子化にあたって、自宅や貸金庫などご自身で株券を管理されている株主（いわゆる「タンス株券」をお持ちの株主）については、特に以下の点に留意してください。

- ① お持ちの株券がご自分の名義ではなく、ご本人が株主としての権利を失ってしまうおそれもありますので、**株他人名義となっている場合には、株券電子化実施の前に、証券会社等を通じて証券保管振替機構に預託するか、少なくともご自分名義への書換手続を行ってください。**



- ② お持ちの株券が**ご自分名義となっている場合**、①のように株主としての権利が失われることはありませんが、株券電子化後に売却を行おうとする場合にスムーズに行うことができるようにする等のために、**株券電子化実施の前に、証券会社等を通じて証券保管振替機構に預託しておくのが望ましいと考えられます。**



なお、上記の証券会社等や証券保管振替機構における預託のための事務手続に時間を要することも予測されます。株券電子化のスムーズな実施に向け、**上記預託のための手続はできるだけ早めに行うようにしてください**（現在でも当該預託を行うことは可能です。）

※ 「株券電子化」については金融庁ウェブサイトにも掲載しています。金融庁ウェブサイトのトップページ「金融庁の政策 ▶ 政策の一覧へ」から[「株券電子化について」](#)にアクセスしてください。

○ 新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）へのご登録のご案内

金融庁ウェブサイトでは、**新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）**を行っています。皆様のメールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、日本語版の場合、毎月発行される「アクセスFSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内します。

また、英語版でも金融庁英語版ウェブサイトの新着情報や「FSA Newsletter」など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内します。

日本語版の登録をご希望の方は、[「新着情報メール配信サービス」](#)に、英語版の登録は[「Subscribing to E-mail Information Service」](#)にアクセスしてください。

○ 証券取引等監視委員会ウェブサイトにて新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

証券取引等監視委員会ウェブサイトでは、**新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）**を行っています。皆様の電子メールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、金融商品取引業者等に対する行政処分等に関する勧告や課徴金納付命令に関する勧告など、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報を、電子メールにてご案内します。

※ 詳しくは、日本語版の登録をご希望の方は、証券取引等監視委員会ウェブサイトの「[新着情報メール配信サービス](#)」に、英語版の登録は「[Subscribing to E-mail Information Service](#)」にアクセスしてください。



○ 金融円滑化ホットラインの開設について

金融庁では、金融の円滑化に関し、中小企業など借り手の方々の声を電話によりお聞きする情報等の受付窓口として、「[金融円滑化ホットライン](#)」を開設しております。

これは、原油・素材価格の高騰や円高の影響により、大企業や中小企業ともに大部分の業種で業況感が悪化している等、中小企業の経営が圧迫されている状況に対し、十分な注視が必要であり、一層の配慮が求められていることを踏まえ、平成20年4月4日に経済対策閣僚会議において決定された、「成長力強化への早期実施策」に盛り込まれた中小企業金融の円滑化に向けた施策の一つとして、行政の態勢整備を行うこととしたものです。

本ホットラインに寄せられた情報等は金融機関にフィードバックするなど、検査・監督に活用させていただいているところです。また、寄せられた情報の中に、最近、融資の申込みに際し、融資申込先の金融機関等から、「貴社のような業種へは融資をしないよう、金融庁から指導されているので、ご融資できない。」という対応をされた、といった内容のものがありません。

金融庁が金融機関に対し、特定業種への融資について、抑制的な指導をすることはありません。貸出の判断は金融機関が自らの経営方針によって決定すべきことであり、同様に、金融検査が貸出判断に関与することはありません。

このような不適切な対応を金融機関から受けた場合には、下記の金融円滑化ホットラインに情報提供をお願いします。頂いた情報については、検査・監督に活用させていただきます。

名 称：「金融円滑化ホットライン」 受付時間：平日10：00～16：00 電話番号：03-5251-7755 受付内容：銀行、信用金庫、信用組合の融資に関する情報等

※ ご留意事項

- ホットラインの利用者の皆様と金融機関との間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介や論点の整理などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介・調停を行うことは出来ませんので、あらかじめご了承ください。
- ホットラインへの情報等の提供は、電話にて行っていただきますようお願いいたします。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から、「[特定業種に対する金融機関の貸出判断について](#)」（平成20年6月17日）にアクセスしてください。

○ 金融庁認証局システムの廃止及び政府共用認証局への移行について

金融庁では、平成 14 年度から金融庁認証局の運用を開始し、認証業務を行ってまいりました。

認証業務とは、国民等と行政機関との間で処分通知等をオンラインでやり取りする際に、例えば処分権者のなりすまし、内容に改ざんが無いことを証明するもので、具体的には認証局システムを利用して官職証明書、サーバ証明書、コード署名証明書等の発行等を行うものです。

これまで、各府省単位で認証局を設置し認証業務を行ってまいりましたが、「霞が関 WAN 及び政府認証基盤（共通システム）の最適化計画」に基づき、認証業務の効率化を図るため、政府共用認証局へ集約・一元化することとし、金融庁においては、平成 20 年 9 月 11 日をもって金融庁認証局システムを廃止しました。詳しくは、金融庁認証局の廃止に関する重要なお知らせ (http://www.fsa.go.jp/common/shinsei/ninsyo/ca/fsa_cpmps.html) をご覧ください。

今後、認証業務については政府共用認証局システムを利用して行います。詳しくは、政府認証基盤（政府共用認証局）のサイト (<http://www.gpki.go.jp/>) をご覧ください。

【9月の主な報道発表】

2日(火)	アクセス	・ 中小企業金融の円滑化に向けた今後の対応について
	アクセス	・ 株式会社ちとせ通商に対する行政処分について(福岡財務支局)
3日(水)	アクセス	・ 「金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令」及び「金融商品取引業協会等に関する内閣府令及び金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」について
	アクセス	・ 「金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第三条第五項の規定による権限の委任に関する政令」及び「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」について
	アクセス	・ 金融トラブル連絡調整協議会 苦情・紛争解決支援のモデルに関するワーキンググループの開催について
4日(木)	アクセス	・ 我が国の預金取扱金融機関のサブプライム関連商品及び証券化商品等の保有額等について
5日(金)	アクセス	・ 平成 20 事務年度 主要行等向け監督方針について
	アクセス	・ 平成 20 事務年度 中小・地域金融機関向け監督方針について
	アクセス	・ 平成 20 事務年度 保険会社等向け監督方針について
	アクセス	・ 平成 20 事務年度 金融商品取引業者等向け監督方針について
	アクセス	・ プロスペクト・レジデンシャル・アドバイザーズ株式会社に対する行政処分について
8日(月)	アクセス	・ 日本スポーツ券株式会社発行の商品券に係る発行保証金の還付手続きの実施について
15日(月)	アクセス	・ リーマン・ブラザーズ証券株式会社に対する行政処分について
	アクセス	・ リーマン・ブラザーズ証券株式会社に対する行政処分について(2)
16日(火)	アクセス	経営健全化計画の見直しについて
19日(金)	アクセス	・ 「金融庁の1年(平成 19 事務年度版)」について
	アクセス	・ 「平成 19 年度実績評価書要旨」、「平成 20 年度事業評価書要旨」、及び「平成 20 年度総合評価書要旨」の公表について
24日(水)	アクセス	・ 株式会社パンタ・レイ証券に対する行政処分について(近畿財務局)
25日(木)	アクセス	・ 「銀行法施行令第五条の二第二項第一号に規定する金融機関等を定める件」等の一部を改正する件等について
	アクセス	・ 「株式会社日本政策金融公庫法等の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令」の施行に伴う財務諸表等規則ガイドラインの一部改正について
29日(月)	アクセス	・ 銀行の合併について
30日(火)	アクセス	・ 金融審議会金融分科会第二部会決済に関するワーキング・グループ(第7回)議事次第
	アクセス	・ 中小企業金融の実態把握について－調査結果の概要－

※ [アクセス](#) マークのある項目につきましては、[アクセス](#) から公表された内容にアクセスできます。